玄智『考信録』の基礎的研究（その2）

塚本一真
西村慶哉

［論考篇］

自筆本の書誌について

①所蔵：龍谷大学（京都府）
②筆者・成立年代：玄智自筆、寛政元年頃
②装丁・体裁等：袋綴装・写本七巻七冊、楮紙、無辺無界、漢文カナ交じり文、半葉一一行ないし一二行、一行二四字内外
③法量：（巻一）25・5×18・1糎、（巻二）25・5×18・1糎、（巻三）25・6×18・1糎、（巻四）25・5×18・1糎、（巻五）25・5×18・1糎、（巻六）25・6×18・1糎、（巻七）25・6×18・1糎
④紙数：（巻一）三八丁、（巻二）三八丁、（巻三）四一丁、（巻四）五四丁、（巻五）四二丁、（巻六）六二丁、（巻七）六九丁
⑤外題：（巻一）左上「考信録」、左下「一」、（巻二）左上「考信録」左下「二」、（巻三）左上「考信録」左下「三」、（巻四）左上「考信録」、左下「四」、（巻五）左上「考信録」、左下「五」、（巻六）左上「考信録」、左下「六」、（巻七）左上「考信録」、左下「七」

⑥内題：（巻一）「考信録序」、（巻二）「考信録巻二」、（巻三）「考信録第三」、（巻四）「考信録巻四」、（巻五）「考信録第五」、（巻六）「考信録巻六」、（巻七）「考信録巻七」

⑦尾題：なし

⑧識語：（巻一序文）「安永三年甲午歳正月十一日京師慶証寺玄智景耀書于武／州豊嶋郡峡（ハケタ）田領江戸府築地別院省所」、（巻七奥書）「考信録七巻昔年艸之以来凡二十年于茲筆削屡積修治稍／備於是塗抹狼藉殆不可読今茲寛政元年己酉之夏輿志校／正創于五月十六日卒于閏六月二十六日／上都慶証寺玄智景耀識」

⑨備考：濁点、朱筆による書き入れ、註記、抹消、料紙を切り貼りした改訂跡あり。また巻一表紙見返に「旧稿十一行再校十二行／間用旧稿故行数錯厠／写者知之」と書かれた貼紙あり。また冊子に仮綴の跡あり。

本書はその筆跡より玄智の自筆と目される。奥書には「寛政元年」の年紀が見えるが、その後も改訂が加えられていたようで、紙面には少なくとも寛政三年までの年紀を確認することができる（塚本2022）。そのため、本書の成立は寛政元年頃と推定した。

これら書誌情報の中で注目すべき点は、まず表紙見返の貼紙である。この記述によれば『考信録』には十一行の旧稿箇所と十二行の再校箇所のあることが知られる。また、「写者知之（写者これを知れ）」とあることから、本書が他者に書写させることを前提に製作されたことが想定される。さらに、前述のように行数が不統一である点や本書に付された夥しい改訂跡の残る体裁、仮綴が施されている点等に鑑みても本書は草稿本と清書本の間に位置する、いわゆる中書本のような性格を持つものとも推測される。

次に注目すべきは内題の巻数表記である。すなわち巻二、巻四、巻六、巻七の内題は「巻二」「巻四」…と「巻」の字が用いられているが、巻三、巻五は「第三」「第五」と「第」の字が用いられている。玄智による筆の誤りかもしれないが、同じく玄智の著作である『祖門旧事紀』と『真宗安心異諍紀事』に二種類の自筆本が現存していること、前述の通り本書には旧稿箇所と再校箇所が混在していること等に鑑みれば、『考信録』にも「巻一」「巻二」…と表記される系統と「第一」「第二」…と表記される系統の、少なくとも二種類の自筆本があったことが推測されるが、想像の域を出るものではなく、今後の研究の展開が俟たれる。

『考信録』巻一の目次の異同

先行研究でも指摘されるように、『考信録』は六巻本→七巻本という成立過程を経ているのだが、六巻本『考信録』と七巻本とくに自筆本『考信録』は、その構成や収録順序が大幅に異なっている。

では具体的に『考信録』の内容はどのように変遷しているのか、紙面の都合もあるので本稿では六巻本、自筆本の巻一の項目がそれぞれどのように対応するかを確認し、その変遷の過程を検討してみたい。

なお、［　］で表記しているのは六巻本の目次にはなく、五巻本である真宗全書本にて表記される目次、【　】は自筆本の目次にはなく七巻本書写本にて表記される目次である。それぞれ目次は異なるが、本文自体に相違はないので便宜的に用いた。

（一）〈六巻本〉巻一の項目と、〈七巻本〉への異同

	六巻本巻一目次	対応する七巻本		六巻本巻一目次	対応する七巻本
1	正信偈念仏和讃	巻二、正信偈和讃	34	宗主	巻五、法主 法王 宗主
2	五帖消息	巻二、御文法談			
3	法談説法	巻二、御文法談			
4	改悔文	巻二、御文法談	35	寺官	巻五、寺官
5	漢音小経	巻二、漢音小経	36	香部屋	巻一、香房閉軸
6	甲念仏合殺	巻六、合殺	37	［法橋法眼法印］	巻五、法橋
7	呉漢両音	巻二、呉漢音読 巻六、【呉漢二音】	38	本寺本山末寺	巻五、本山本寺 末寺門徒
8	句読	巻二、呉漢音読 巻四、句読	39	影堂大於本堂	巻一、本堂祖殿
			40	開山	巻五、開山

	巻四、点発	
9	巻二、漢音小経カ	南无
10	巻二、漢音小経 巻四、薩度式	慶讃小経
11	巻三、諸宗主前焚香	毎朝宗主調声
12	巻二、礼讃	六時礼讃
13	巻四、飯供 仏餉 鉢台	奉仏供式
14	巻四、時非時食	斎非時
15	巻四、仏餉	仏餉
16	巻四、点灯	昼点仏灯
17	巻四、滅灯	滅仏灯法
18	巻四、輪灯	輪灯
19	巻四、打敷	［打敷］
20	巻四、膝突	膝突
21	巻四、鶴亀燭台	鶴亀燭台
22	巻四、華束	花束
23	巻四、供花	供花
24	巻四、鑿・鈴・槌	鑿
25	—	厨子
26	巻四、【法事奏楽】	梵楽
27	巻四、夜臥頭輪仏	臥頭輪仏

41	巻一、寺道場	龍谷
42	巻五、末寺門徒	宗名
43	巻五、諸侯不屬門下	公侯不屬真宗
44	巻三、不遮屠者	不遮屠者
45	巻五、檀那	門徒
46	巻一、寺道場 巻五、檀那	手次道場
47	巻四、小五条 西鎮禅衣 裘代重衣	袈裟
48	巻四、直綴	直綴
49	裳無衣	横帔
50	巻四、袍服純色 素絹裳附 紫衣	法服純色
51	巻四、紫衣	紫服
52	巻四、輪袈裟 白襯身衣	［輪袈裟］
53	巻四、修多羅	［修多羅］
54	巻四、数珠	［数珠］
55	巻四、桧扇中啓	［桧扇中啓］
56	巻四、払子	［払子］
57	巻四、勅許カ	［扈］

| | | |

以上のように、六巻本と七巻本ではその構成が大幅に異なっていることが一目瞭然である。さらに、それぞれの項目を見てみると、無作為に項目が並べられた六巻本に比して、七巻本は像寺に関する項目である程度統一されていることが窺われる。また、六巻本から七巻本への項目の移動をみても、読経に関わるものは二巻、法具や法衣に関わるものは四巻など、七巻本では規則的に配置し直されていることがわかる。これらは分類化による検索性の向上を目指したものと想像される。

また、これらの対応表から、七巻本では不採用となった六巻本の項目、七巻本によって新たに採用された項目のあることが確認できる。これらの項目の採不採の要因や基準についても、今後検討すべき課題の一つであろう。

（西村慶哉）

玄智『考信録』研究の可能性

本プロジェクトにおける昨年度の研究報告[1]段階では、龍谷大学蔵玄智自筆七巻本（以下、「自筆本」と呼称）について、近年の先行研究をまとめた上で、最後に研究の課題と展望として以下のように述べている。

「自筆本」は玄智晩年の意向が反映された一本であるのみならず、その修正箇所を精査することで、玄智の思索の経過を辿ることができる貴重な史料である。しかし、その史料を活かすためには、単純に翻刻を施すだけでは不十分であり、一つ一つの修正の跡を綿密に分析し、記録する、そういった質の高い翻刻作業が求められる。また困難なことではあるが、大谷大学図書館・佛教大学図書館をはじめ、各地に所蔵される『考信録』の諸本、そして玄智の数多ある著作群をも広く見渡した上で、「自筆本」の修正意図を読み解く必要もある。

この時点では、「『考信録』の諸本」および「玄智の数多ある著作群」と「自筆本」との関係については、未着手であった。しかし、その後の研究により「自筆本」に至る『考信録』成立の過程が明らかになってきた。それは、「『考信録』の諸本」と「玄智の数多ある著作群」とによる考察の成果である。本章では、それらを踏まえ、今後の研究の可能性について述べておきたい。

まず、確認しておきたいのは、『考信録』とは、著者の玄智により増補改訂が繰り返された書であることが明らかとなっている点である[2]。改訂は、段階的に大きく三期に分けられる。第一期は、執筆時の段階である。それは、序にある「安永三年」以前の年紀のみしか確認できないことから、明らかである。基本構成は二巻で、第二期の第一巻、第二巻と同じであるが、巻末の本文を比較すると分量は著しく少ない。次の第二期

には、第一期から四巻が増補されている。本文には、執筆時点である「安永三年」以降の年紀が多数みられる。また、全体において整備され、現存する書写本の多くがこの時期の構成であることから考えれば、一応の完成とみることも可能であろう。そして、第三期は再構成され、最晩年に至るまで筆を入れ続けた最終段階である。

これらの点が明らかになり、『考信録』とは近世本願寺を代表する碩学であった玄智が生涯を尽くして積み重ねた知の集成といえるようになった。また、増補改訂が繰り返されたということは、これまで『考信録』と考えられていた内容（第二期）は、中途の状態に過ぎないことを意味する。そのため、従来の『考信録』を用いてきた研究には、あらためていかなければならない可能性が生じていることは、これまでも述べてきたところである。このような事実は、現代に置き換えて言えば、事典が初版から第二版、第三版と情報量が増え内容を修正するのと同じように、更新され続けたと理解すればわかりやすい。そうなると、以前のものは依用せずに『考信録』の最新版である「自筆本」だけが重要だと考えるのが当然の発想になるだろう。しかし、話はそう単純でもない。その理由は、「自筆本」と「『考信録』の諸本」および「玄智の数多ある著作群」との関係にある。

前に述べたように、『考信録』には大きく分けて三つの段階があり、巻数と合わせていえば①第一期が二巻本、②第二期が六巻本、③第三期が七巻本である。各段階の具体的様相は、現存する「『考信録』の諸本」によって知ることができる。①から②への更新で行われたのは基本的には増補作業であり、①は②の第一巻・第二巻の原初形態とみられる。そのため、①を振り返る必要性はほとんどない。しかし、②になると基本構成が同じでありながら、内容が一致しない諸本が現存している。それらは少しづつ改訂された跡を伝えたもので、それぞれにみるべき所がある。そして、③では「自筆本」の内容や体裁から、玄智自身が大幅な改訂を行った上で基本構成の再編をしていることがわかる。それまで単純な増補と内容の微調整にあった玄智の意図は一気に複雑化するのである。

それではまず、その意図がわかりやすい例を一つ挙げたい。玄智は、書肆との関わりが深く、出版メディアに影響力をもっていた。また、勤行に依用する経典の文字、読み方についても広範な知識をもっていたことは、すでに先行研究において指摘されている。そのため学僧でありながら、安永六（一七七七）年十二月に『往生礼讃』の校刻本を自ら刊行している。それは、『浄土真宗教典志』（三巻本）に、

大谷往生礼讃偈一冊／安永六年丁酉十二月。玄智景耀校刻。作法次第。全準本偈正規以正蓮門課誦差誤。四声・清濁・句読・節譜・音註・

校異・考証・附言・最加其詳　（『真宗全書』七四、二一七）

と玄智自身が述べていることからわかる。しかし、『考信録』では、これに関する記述の有無や位置づけが制作の時期によって相異する。「『考信録』の諸本」のうち、まず①に該当する大谷大学図書館所蔵書写本（二巻）には記されていない。これは、安永三年を下限とする第一期に『往生礼讃』の校刻本はまだ刊行されていないため当然である。それでは、②についてみていきたい。天明二（一七八二）年頃の書写である佛教大学図書館蔵書写本（五巻）には、第一巻の「六時礼讃」解説本文に、

安永六年丁酉十二月往生礼讃偈新刻成具サニ旧式ノ非ヲ訂セリ

と記される頭註がある。一方で、同じく②に該当するうち、天明五（一七八五）年頃の書写とみられる龍谷大学図書館蔵書写本（六巻）には、この記述はないのである。同じ②の時期のうち、佛教大学図書館蔵書写本（五巻）では頭註であり、おおよそ三年後の状態を書写した龍谷大学図書館蔵書写本（六巻）にはないのである。そのため、佛教大学図書館蔵書写本（五巻）では、たまたま備忘的に記された内容で、後に削除されたと考えることができる。しかし、そうではない。この『往生礼讃』に関する記述は、玄智が『考信録』として収録すべき内容と考えていたことは間違いないと断言できるのである。なぜならそれは、②から情報が大幅に更新され、最晩年まで筆を入れ続けた③の「自筆本」では、頭註ではなく本文となっているからである。このように各段階の「『考信録』の諸本」に残された足跡を「自筆本」の隣に並べることにより、玄智の意図がくっきりと浮き上がってくる。ここに本研究プロジェクトが行っている「自筆本」翻刻の意義もある。

次に別の例を挙げたい。各段階に残された足跡を辿ることで玄智の意図が明確になる一方で、失われた足跡、すなわち「『考信録』の諸本」に記されていた内容が「自筆本」では削除されていた場合は、判断に注意を要する。「『考信録』の諸本」のうち、②に該当する六巻構成の書写本にのみみられる内容がある。龍谷大学図書館蔵書写本（六巻）を例に挙げると、第六巻の冒頭には

目　録

本山近来法式　諸州別院由縁　祖像論　御剃刀頂受　諸宗主黒衣像　国忌式　官階次序　諸寺僭踰　本山祖像説

興正寺洪鐘慶賛式　能化　襟巻　院家坊官権輿　興正寺脇門跡勅書　同背本受譴連署　両忌日

との項目が列挙されている。この内容からも推定できるように、第六巻には本願寺の雑事が記されている。これが③の「自筆本」には引き継が

れていない。ここまでで考えれば、玄智は『考信録』を再編するにあたり不要だと考えて削除したのだという結論になるだろう。しかし、そこには吟味しなければならない課題が生じている。それが「自筆本」と「玄智の数多ある著作群」との関係である。この龍谷大学図書館蔵書写本（六巻）第六巻の本文の多くは、③の「自筆本」には見られないが、実は、玄智の別の著作である『祖門旧事紀』にほぼ同文が収録されている。つまり、玄智の意図としては、「不要であるから削除した」という他に「別の著作として独立させたので、内容を整理したにすぎない」という可能性が生じるのである。玄智はたくさんの著作をのこしている。『真宗学匠著述目録』（井上哲雄、百華苑、一九三〇年）の玄智の項には、五十を越える著作が挙げられており、その一部を紹介してみると、本派本願寺の歴史を中心とした近世真宗の歴史書『大谷本願寺通紀』、『漢語灯録』の「類聚浄土五祖伝」にならい七高僧および聖徳太子の伝記を編集した『浄土真宗七高祖伝』、四十巻におよぶ『教行信証』の註釈書である『教行信証光融録』、「浄土三部経」の唱読音について時代とともに揺れ動いてきた漢字の読み方を考証した『浄土三経字音考』である。これら四つの著作内容が、まったく異なる性格であることからもわかるように、玄智の学問上の守備範囲は極めて広い。また、『考信録』も「真宗の百科事典」と称されるように、その内容は多岐にわたる。つまり、『考信録』が晩年に至るまで筆を入れ続けられたことを考えると、「玄智の数多ある著作群」と『考信録』とは互いに関わり合って成立していった可能性があるということである。この点が、最終段階と考えられる③の「自筆本」に至り、「玄智の意図は一気に複雑化する」と前述した理由である。

以上、前回の報告後の研究の進展とともに生じてきた課題について具体的な例を挙げ述べてきた。「「自筆本」の修正意図」を読み解くことは決して容易ではない。しかし、それだけ研究の余地があるということでもある。「玄智の数多ある著作群」の多くは、現代的な視点から見た時にも、教学・歴史・唱読などの分野で専門性が高く、いまだ先行研究として無視できる位置にはない。それは、多分野において活躍した玄智の『考信録』を研究することが、真宗学だけでなく仏教学や歴史学あるいは出版メディアや法式などに影響を与える可能性を多分に含んでいるということでもある。さらに言えば、幸いなことに「『考信録』の諸本」や「玄智の数多ある著作群」の原本や書写本には、龍谷大学図書館に所蔵されているものが多数あり、それらの中には、「自筆本」と同筆と見られるものもある。すなわち、恵まれた研究環境にあるといえるのである。

本プロジェクトには、龍谷大学図書館に所蔵されている「玄智の数多ある著作群」を「自筆本」をはじめとした「『考信録』の諸本」と相互

に関連性をみていくことで、『考信録』に収録された「百科事典」的な個々の内容が、近世という時代を背景とした一分野にとどまらない研究として展開していくことを期待していただきたい。

（塚本一真）

註

（1）那須英勝、内田准心、内手弘太「玄智『考信録』の基礎的研究」（世界仏教文化研究論叢　六〇、二〇二一年）

（2）拙稿「『考信録』の増補改訂について」（真宗研究第六六号、二〇二二年）

［翻刻篇］

翻刻（龍谷大学図書館蔵『考信録』七巻本〈請求番号022/604〉巻一・一九丁左八行～末尾）。なお、凡例は前回（「玄智『考信録』の基礎的研究」『龍谷大学世界仏教文化研究論叢60』、二〇二二年）を参照されたい。

阿弥陀秘訣下（初紙已下）ニヨルニ弥陀ニ螺髪形アリ（胎蔵界曼陀羅ニ所レ列赤金色入定ノ相目稍ニ閉テ下ヲ視法蔵出家成覚之）宝冠形アリ（金剛界金色俗形因位在俗当相也）比丘形アリ（南都興福寺南円堂不空羂索体本有自然久遠成道之義）（頂上弥陀即法蔵比丘形与ニ地蔵一同体種子亦同）印契ニ六種アリ一（ニ）妙観察智ノ定印即羯磨会（ノ）仏ナリ二根本印即三昧会ノ仏ナリ三蓮華三昧印即蓮花部ノ仏ナリ四得自性段印即理趣会ノ仏ナリ五如来拳印六九品印即九品大曼荼羅ノ印ナリ覚鑁ハ三身印ヲ最極秘印トス（当麻曼荼羅中台弥陀三身印ナリ左手ハ法報二身ノ印右手ハ応身ノ印ナリ応身ノ弥陀ハ分ニ此定印一為ニ二来迎一印是ナリ○礦石集四末〔三十二〕云地蔵菩薩ノ声聞形ハ阿弥陀仏ノ因位宝蔵比丘ノ貌ナリトイヘリ諸神本懐集ニモ地蔵法蔵一体ノ説アリ）撮要下（廿一）云無量寿仏以ニ三身印一顕ニ無衰無変ノ相ヲ一顕ニ右手一隠ニ左掌一（□三身印者左手（ハ）法身報身ノ印（也）合ニ三大指与ニ無名指中指一右手（ハ）応身ノ印合ニ三頭指与ニ大指一掌（ヲ）為レ外云云（真身観ノ像変ナリトミユ）陳善院説云今宗ノ本尊ノ印ハ寿命ノ印ナリ坐立共ニ風指ト空指トヲ合スルハ（大指頭指中指無名指小指如レ次空風火水地ト配ス）命ハ必ズ息風ト息風ノ出入スル空処トノ二種ニ由テ相続ス故空風ノ両指ヲ合シテ無量寿ヲ表ス両手ノ上下ハ左ハ慈悲ナリ故ニ垂下ス右ハ智慧ナリ故ニ挙上ス（観音ハ左侍シ勢至ハ右侍スルモマタ悲智左右ノ理ナリ）浄土真宗本尊義（九右）云五分ニ別印相ヲ一者挙ニ右手ヲ一垂ニ左手ヲ一両手各向（マフ）ニ掌ヲ於外ニ一風指空指相捻（シテ）余三指（ハ）皆伸（タリ）此印相於ニ経軌中一不レ

釈ニ出其名義ヲ一今考ルニ此分ニ無所不至ノ印ヲ一成レ之ヲ也無所不至印者二手合掌シテ屈シテ三ニ一ノ風指ヲ一押ス二ニ一ノ空指ノ頭ヲ一此法身遍法界無障礙ノ印也分ニ此印ヲ一成ニ今印ヲ一即法性法身ヨリ生ズルノ二方便法身ヲ一之義也挙レ手ヲ顕シ二光明徧照ノ相ヲ一垂ハレ手ヲ示ス二摂取衆生ノ相ヲ一也風指空指相捻スルハ風行二於空中ヲ一即無障無礙ノ相也礼賛云宝手印恒分ト此賛ズル三如来ノ大悲方便常恒示スコトヲ二徧照摂取相印ヲ一也一説以二今印ヲ一為二応身来迎ノ印一者不レ然既判二仏身ヲ一為二報身ヲ一若以二印相ヲ一為二応身ノ印ヲ一則成二身手不相応ノ失ヲ一又以二応身来迎仏ヲ一為二本尊ト一則違二不来迎ノ宗旨ヲ一既無二経軌ノ定判ヲ一今依二宗意ヲ一考レ之但是方便法身徧照摂取ノ相也

真宗仏身彰実義十八云問本尊ノ印相挙二右手ヲ一垂二左手ヲ一共以二空指ヲ一押二風指ノ頭ヲ一同ク外ニスレ掌ヲ此印契出二何ノ経儀軌中ニ一耶答印契ハ在二密乗ノ所レ不レ慣ナラハ未レ見二経軌ノ説ヲ一或云上品下生ノ仏ノ印也或云応身来迎ノ印也或云分テ二法身無所不至ノ印ヲ一生二今ノ印相ヲ一挙レ手顕二光明徧照ヲ一垂レ手示二摂取衆生ヲ一也風空相捻スル者風行二於空中ヲ一即無障無礙ノ相也ト今案ニ言レ分ト二無所不至ノ印ヲ一者為メノ言ハン三法性法身ヨリ生ズト二方便法身ヲ一之附会ノ説也分テハ二報身ノ定印ヲ一則成ナル二応身ノ印ト一故ニ巧ミテ言レ分ツト二法身ノ印ヲ一欲レ為セント二報身ノ印ニ一義ナラン也併ラ無所不至ノ印定印イブレニモセヨ随ヒ何分ニ両手ヲ一時ハ同ジ一事也当レ言二応身ノ印ト一言ハ雖ドモレ異カハレ印相ハ不レ可レ異カハル

但訖里句妙観察智ノ印仰ゲ二左右ノ手ヲ一相縛シテ竪二合二風指ヲ一以二二空指ヲ一押シテ二二風指ノ頭ヲ一安ク二臍前ニ一也分テレ之ヲ挙二右手ヲ一垂テ二左手ヲ一外ニスル時ハレ掌ヲ則成ナル二今ノ本尊ノ印ト一也然ニ左右共ニ以二空指ヲ一押二風指ノ頭ヲ一則共ニ弾指也依ニ二普賢曼陀羅経ノ説ニ一左手ノ弾指得二一切善事速疾成就ヲ一若右ノ手弾指得二速疾集会ヲ一此名二弾指請召ノ印ト一准ズルニ一此彼経与レ印雖ドモレ異ナレ弾指ノ相類ハス左ノ弾指ハ大経ノ一念大利右ノ弾指ハ観経ノ如弾指頃往生彼国也安楽能人在レ彼ニ招喚シテフ豈無二弾指請召ノ印ヲ一乎併ラ此義契フ二経軌ノ説ニ一否ヤ難レ知値二具眼ノ人ニ一得二取舎ヲ一則幸ヒ也矣若難ジテ言ハン下分二報身ノ印ヲ一則応身来迎ノ印ト也難ト一レ為中今家ノ本尊ト上則非也報応来不来ハ在二所見ノ機ニ一不レ拘二身相ニ一要門弘願所見異ナルガ故不レ可下以二要門機見ニ一難中弘願ノ仏ヲ云上云

摸象記下中四十二云他流一漢曰仏像合シテ三大指与ヲ二中指無名指ニ一而坐者法報二身ノ印合シテ三大指与二頭指ニ一而立者応身ノ印然如二親鸞徒所レ安本尊ニ一者是下下品ノ来迎応身ト也彼徒願レ生二下下品ノ土ニ一乎善導ハ不レ爾ラ乃然則至須トレ安二上品ノ坐像ヲ一云浄教何ノ文ニカ論二三身ノ印相ヲ一縦準二聖道ノ教式ニ一下下品ノ像ハ合三大指与二無名指ニ一可説恩而アラズ不下与二頭指ニ一合スル者上寧ゾ擬スルヤ二我宗ノ本尊ヲ一耶弥陀ノ身土ハ報化一体ト也従二他力ニ一見ハレ即シテ化ニ而報ト也例如下竜女讃二応身ニ一言中微妙浄法身等上此即レ応而法ト也如下全竜尊王歎二応身ヲ一卅二相円光一尋天台釈シテ言レ歎中尊特上此即レ応ニ而報ト也弥陀報仏ハ以摂ヲ二下下品ノ機ヲ一用為二超世ノ願功ト一説二華籠経劫ヲ一者抑止門也但聞二仏名二菩薩ノ名ヲ一除二無量劫ノ罪ヲ一況下下品ハ乗ジテ二十八願ニ一至心ニ十念スルヲヤ至心ニ信楽欲生ヲ一十念ハ即乃至十念直入二真報土ニ一証二法性身ニ一他力ノ信者唯敬ジテ二悲願成就ノ尊相ヲ一

不レ用レ想ニ見（スルコトヲ）三身印相ヲ一例如下優婆毬多曰中我礼（シテ）ニ仏ノ形像ヲ一不レ礼中汝魔形上九［十八］大荘厳経論謂下応身（ヲ）為（レバ）ニ本尊ト一願（ズルカト）レ生（ンヤト）中下品ノ土上ニ者可レ笑（ッ）之甚（キ也）也略抄

案ズルニ本尊義ニ云ガ如ク今家所奉ノ弥陀尊立像ノ印相モト経説ノ本拠ナシ故ニ種々義推ノ説ヲナスノミ然ルニ当麻変相ハ聖者感応ナレバ非ニ今所ヒ論当麻変相雑観ノ下ニ三□ノ立像ヲ出セル住立空中ノ尊ハ光明熾盛不可具見ナレバ輒ク摸写スベカラズ五通菩薩所写ノ真像ハ［十三］珠林二十三［八］近出ニ楽邦文類三一［廿三］各坐ニ蓮華一ヲ写（スト）アレバ坐像ナルベシ上ニ所レ叙ノ善光寺ノ像既ニ真仏ヲ感見シテ鋳写セルモノナレバ実ニ範模トスベシ真仏鋳写ノ本縁ソノ典拠未レ詳（ナラ）連環解六三十五云善光寺象世伝月蓋長者以閻浮檀金鋳写者是世縁由委如ニ済北集七一［文］済北集七七右善光寺飛柱記一首アリ正和三年飛柱ノ異アリシ事ヲ記セリソノ尾ニ善光寺主事律師円西ノ言ヲ載（テ）云西云吾仏欽明十三年貢レ自ニ百済推古十三年戻ニ止（スト）本州一コノ文ノミ別ニ仏像ノ縁由ヲ悉ク叙スルコトナシ又集六［十五］送僧之善光寺ト云詩題ノ下ニ注云俗伝閻浮金像ト

シカレドモ善光寺縁起ニ出デ、近如照蒙記上五［十七］引天下伝レ之礼讃晨朝偈曰光舒救ニ毘舎一空立引ニ韋提一ト月蓋韋提ノ所感ヲ一対トス娑婆応現ノ相斉同ナルベケレバ毘舎ノ像ヲ用テ空中ノ像ヲ摸スルニ何ノ不可アラン況ヤ祖師ニ於テ両箇ノ因縁アリ定禅夢告及高田感得善光寺ノ摸像正ク真宗ノ本尊ニ符合スタヾ専修ノ風ヲ守テ両脇士ヲ闕ヲ異トスルノミ梵土伝来ノ相ヲ摸セリト定ムル上ニテ密部印契ノ説ハ用否随レ宜ベシモシ密家ニ依ザレバ仏像由致不レ可レ知ト云ハヾ密蔵未レ伝已前ハ何説ニ原テ画刻スベキヤ

善光寺像印契ノ相本像ハ我未レ知レ之模刻ノ像ハ真宗ノ本尊ト全ク同ジキアリ或少差ヲ存スルアリ京河原町二条高田別院安桜町院敕刻一光三尊像此摸ニ高田専修寺一像一者也毎年四月八日至ニ十五日一令ニ衆拝レ之右手上リ五指共竪左手下リ大指ト無名指小指ト合シ将指中指共ニ伸レ之袈裟ニ有ニ如レ紋者一信州善光寺所布模刻画像亦同レ之但無ニ衣紋相一叢林云弥陀像有ニ九品別印三身印引接像四十八願印形等一当家本尊下品上生印也悲願酬報仏体元向ニ愚悪機一本ヲ意応レ顕ル一ニ於下品一称名往生及聞名往生下上品始説故安一此品ノ像ヲ一者歟善光寺如来此印相也仏像図彙之印云ニ上品下生一云云抄出

漢語灯七［初］逆修説法云某者雕ニ刻三尺阿彌陀佛引接形像一而作ニ七七日預修佛事一應ニ彼固請一慶讃説法所造尊容模ニ倣祇園精舎聖像一以擬ニ最期終焉先導一者也凡造ニ立佛像一有ニ種々相一若刻若画雖ニ皆爲ニ往生業一然而来迎引接之相尚獲ニ其便宜一也乃至若造ニ佛像一當レ造ニ來迎形像一也云云祇園ノ聖像トハ行事鈔下四［三］所引本伝ノ無常院立仏像挙ニ右手一モノヲ指スナリ来迎応身即真身ナリト見ルノ意ナリ

本山本堂ノ中尊ノ蓮台ハ青蓮ニシテ華葉ニ金色ノ宝珠アリ大谷ノ蓮台ハ白蓮ニシテ華葉ノ端少シ赤シ山科モ青蓮ナリ門下ヘ賜ハル絵本尊ミナ青蓮ナリ但シ末寺ヘ賜ハル木仏ハ金蓮ナリ各々所由アルベシ華座観ノ説相ヲ考ルニ蓮華葉ゴトニ百宝色ヲ作ストアレバ純一色ニハ非ズ葉間ニ摩尼珠アリト説ケリ華葉ノ金珠コレヲ表スルカ散善義ノ巻尾ノ霊感ノ記ニハ見下阿弥陀仏身金色在ニ七宝樹下金蓮華上一坐上トアリ法事賛ニハ行者見己心歓喜終時従仏坐ニ金蓮一トアリ金蓮ニナスモノ此等ノ文ニ合セリ青蓮ハ大論九七左云水中生華（ズルハ）青蓮華為ニ第一一トアリ白蓮ハ芬陀利ナリ法華悲華両経ニ譬ヲ取ルヤ観経ニ念仏者ノ嘉称トスルヤ並ニ上々華ノ徳ヨリ起レバコレ

マタ仏座ノ蓮タルベシ

蓮台ノ下ニ獅子ヲ安ズルハ師子座ヲ表スルノ儀ナルベシ但シ仏座ヲ総ジテ師子座ト名クルハ必シモ師子ヲ安ズル故ニハ非ズ大日疏（冠註一之五十七）

引二大論七十三一曰仏於二九十六種外道中一一切降伏無畏故名二人中師子一其所レ坐処若床若地皆名二師子座一（抄出）冠註云師子座者八葉蓮葉々ノ下ニ各有二一師子一八師子共載二一蓮花一是其相也而此師子仏因位菩提心ノ勇勤ノ表示ナル故但即事而真ノ故此師子即勇健ノ菩提心ノ徳也此心本来有ルヲ二四智四行ノ徳ヲ一為レ八ト也云云ソノ制ハ密部ヨリ出タルナラン

仏寺ハ梵土ノ儀ニ准ゼバ東向ナルベシ（如次上引探玄記）且浄土門ニ於テハ無量寿儀軌（初左）行事鈔下四（三左）観念法門（六左）等ニ所レ明念仏道場式無常院式等ニ仏像ヲ西壁安置ストアリ又二河譬西岸招喚ノ意ニ依ルニ東向最モ宜カルベシ本山東向ソノ由アルニヤ又中夏ノ風西方ヲ尊ブ事ハ鶴林玉露十三（十八）云四方以レ西為レ尊王者之廟太祖坐レ西所謂正二太祖東向之位一是也今朝廷之上群臣皆自二東階一而昇不三敢昇レ自二西階一亦以レ西為レ尊也凡賓主之席主（ハ）東（ニシテ）而賓（ハ）西亦所二以尊レ賓也（梵土ノ風ト所以ハ相反スレドモ東向スル事ハ一致ナルノミ）具如二彼叙一

北向ニセザルハ北面ハ臣ノ位也仏ハ至尊ナレバ不レ可二北面一北ニ門ヲ設ザルモ亦爾（続日本紀十七［十五］孝謙帝天平勝宝元年四月朔帝幸二東大寺一対二盧舎那仏像一前殿北面対レ像自称二三宝［乃］奴［止］仕奉［流］天皇一云云天子ハ南面ニ至尊尚向二仏像一北面如レ此）神社モ類同スルニヤ因記宇治公平等院北門ヲ立ントシテ例ヲ大江匡房ニ問フ匡房答ルニ那爛陀寺西明寺六波羅密寺三国ノ例ヲ以テセリ徒然草（百八十一条）道眼ノ言ヲ引テ云那爛陀寺大門北向ハ西域伝法顕伝等ニモ見エズ唐土西明寺ハ北向勿論也ト今案慈恩伝西域記高僧伝等ニモ那爛陀北門ノ説ナシ行事鈔下三（十五）云中国伽藍門皆東向［止］神州尚レ南為二正陽一不三必依二中土法一也探玄記如二上引一唐僧伝周僧実ノ伝ニ梁某寺講堂ニ北門南門アル事見エタリ日本ニテハ護国寺（東寺）竹田安楽寿院空也寺等ミナ北門ナリ六波羅ニ限ルニ非ズ

七堂伽藍ノ名ハ三門仏殿法堂方丈庫裡浴室西浄コレナリ百丈清規ニ出タリト未レ詳二本拠一（伝写二祇園精舎三百堂要処一為二七堂一涅槃経也ト如二上引一）

本山ニ祖師堂ヲ大ニシ阿弥陀堂ヲ次ニスル事ハ本山ハ祖師ノ本廟ナルヲ以テ鉅搆ニセリ（叢林集ニモソノ弁アリ）末寺ニハ不レ許三別建二祖堂一簡別可レ見遺徳記云蓮師言当寺是忝クモ亀山院伏見院両御代ヨリ勅願所ノ宣ヲ蒙テ私ナラザル寺ナレバ本堂ナクシテハ所詮ナシトテ弥陀堂ヲモ再興シ給ヘリ云云然レバ弥陀堂ハ祖師本地堂ニシテ且天長地久ヲ祈ルノ道場ノ為ニ営造アルモノユヘニ其制ヤ、減ゼリト雖モ課誦等必ズ本堂ヲ先トシ荘厳布置モマタ備密ナリ東門渋谷高田其外木部（大火後一宗）越州光明寺知恩院知恩寺新黒谷光明寺等ミナ祖殿ヲ大ニセリ誓願寺永観堂等ハモト古仏殿ニシテ後ニ改宗シテ祖殿ヲ加造セル故ニ同例ニ非ズ

本山ニ香部屋アリ亦名二香房一役僧集会ノ所ナリ毘那耶雑事二十六［十］香殿注云不レ可三親触二尊顔一故但喚二其所住之殿一然名為二仏堂仏殿一者斯乃不レ順二西方之意一由レ是仏堂仏殿等ト称スベキヲ仏字ヲ避テ

香殿等ト称スルナレバ香刹香閣等皆同レ之香部屋モ其意ナルベシ

祖堂ノ前面両隅ニ平常閉テ不レ開戸口アリ閉軸ト名ク宗主葬送ノ時コレヨリ出入ス閉ハ常ニ閉ユヘニ名ケ軸ハ殿隅ノ終ナレバ巻軸ノ義ニテ名クナルベシ

祖殿正面ノ門内ニ立ル墻ニ多名アリ一云門ニ隠鷺森御坊旧図ニモ御門隠ト銘ゼリ一云築立塀一云重門工匠書武家雛形向屏重門有屋平屏重門無屋ノ製度アリ共ニ広間ノ門也今ノ墻トハ別ナリ説文閫ハ城内ノ重門也ト注ス論語八佾邦君樹シテ塞レ門註屏謂二之樹一塞猶レ蔽也設レ屏ヲ於門一以蔽二内外一也此等ノ説アリト雖モ異域ノ制必シモ則ルベキニモ非ンカ案糺宮ノ社及熱田ノ社等ニ相類スル墻アリ高野山ノ諸院ニ多設レ之興福寺勧進堂ノ前東ヘ出ルル門内ニモアリ土人云西方有葬所故為隔春日祠設之也蓋隔二尊儀ヲ一而使三門前来往ノ者ヲシテ免二褻涜之罪ヲ一之設乎

本山築地ノ東北隅ヲ闕モノハ鬼門ヲ忌避ルニ似タリ東門興門亦同然ラバ宗意ニ害アルニ非ズヤ此有二二説一一云雍州府志一［七］云紫宸殿元雖レ向レ南小横レ東凡設二城楼殿舎一時避二正当方一与レ避二鬼門方一本朝之流例而是為二故実ト一横町東縦町南西北是亦准二紫宸殿之棟一而小横レ東武江城及諸国城楼街衢云云由レ此国風ニ遵ズルニ妨ナカルベシ蓮宗主所謂他宗ニモ公方ニモ対シテハ争ナドカ不レ忌レ物ヲ卜同ジ稲荷祭ノ時神輿ニ供料ヲ奉ルガ如キ類四月上卯日稲荷神輿五社過二大宮通本山正後之時毎レ輿供二銭一貫文一流例年久無レ有二退廃一都是土俗通儀ニシテ法門安心ニ関ルコトナシ二云近刻閑論上十六云鬼門具云二鬼神門一鬼神ハ陰陽不測其見二于形一者日輪也大陽之精出二東北隅一故略云二鬼門一帝ハ九五之位人中陽之至極則憚二陽々相対ヲ一而闕二鬼門一正月一日三月三日五月五日七月七日九月九日月日陽数重故避テ為二祝日一城郭ハ殺伐気為レ主属レ陰由レ是故対二鬼門一宮禁ハ反レ之故憚レ之此説出二信交生諸説弁釈一又雑修談元文元年摂津多田義俊著引二漢官儀一云営二宮舎一皆闕二東北隅一其東北所二日之初出一故闕二其充一而為二扶政之教一也天闕之名起二於此一則天闕皇宮之号而取二義ヲ於慎一而已本願寺之営不レ減二屋製ヲ乎皇宮一何夫拘二鬼門説一乎云云閑論ノ説承用スベシ後説モ類似スレドモ漢官儀ノ文可レ疑天闕ノ闕ハ釈名闕在二門両旁一中央闕然トシテ為レ道也古今註人臣至レ此則思二其所レ闕正字通トアレバ東北隅ヲ闕ノ義ニ非ルニ似タリ本山既ニ営構ヲ紫宸殿ニ倣象ス故宮墻ニ准ジテ東北ヲ闕クノミ若必ス鬼門ヲ避テ然ルトナラバ諸別院諸末寺モ本山ニ遵フベシ其外禳災禁忌ヲ本トスル公武ノ第宅他宗ノ寺院ハ最モ此制アルベキニ自余ハ不レ爾本山独如レ此禁延ノ制ニ則ルコトソノ理明白ナリ疑問解東門竜渓作云タヾ往来ノ便ニセンタメニ東北隅ヲ少シ欠トハ窮窘ノ遁辞評スルニ足ラズ凡鬼門ノ本説蒙昧為リ蔡邕独断上十三云海中有二度朔之山一上有二桃木一蟠屈三千里卑枝東北有二鬼門一万鬼所二出入一也神荼与二鬱塁一二神居二其門一主閲領二諸鬼一其悪害之鬼執以二葦索一食レ虎云云ソノ外法苑珠林十六右〇引二神異経一鬼神部谷響集一引二海水経一暦鑑輯要［九］引二日用宝鑑及山海経一叢林集四下十引二諸文一又有記作下五行配二方維一艮方相剋木剋土土剋水之説上何レニヨルト

モ東北隅ノ遠処ニ悪鬼邪神アリテ営寺造塔ニ艮隅ヲ犯シテ墻角ヲ出セバ災害ヲ作スト云ノ説ナシ畢竟小説家ノ怪談ニシテ内典ハ勿論外家ノ正経ニモ所レ不レ載愚俗ハ甚懼ルト雖モ端人正士ノ拘ルベキニ非ズ況ヤ仏弟子ヲヤ又況ヤ専修念仏ノ行者ヲヤ和讃曰天地ニ満ル悪鬼神皆悉ク怖ルナリ昔シ永明智覚禅師営二圊厠一犯二金神七殺方一神不二敢加レ害出二永明道蹟一祖誥信ズベクンバ豈俗説ニ惑ハンヤ　小説ニ叡山ハ王城ノ鬼門ヲ守ルト云ヘルハ流俗ノ浮言不レ足二信用一モシ伝教慈覚等ノ所レ云ナラバ蓋シ適時ノ巧言ナランノミ　天明戊申京師大火吾門東門築地共罹二焚毀一己酉夏不肖潜謀二之ヲ同志一欲レ令下両門共改二造之一以解中世惑上未レ果

因二記三年塞ノ事暦鑑輯要初紙一云大歳神者暦例曰歳星之精降二天地之間一観二察万物一福レ善罰レ悪故向二此方一犯二凶事一者必得二悪病一子歳在二子方一丑歳在二丑方一余皆如レ是大将軍者新撰陰陽書曰太白星之精方伯之神也三歳一移レ居亥子丑在二西方一寅卯辰在二子方一巳午未在二卯方一申酉戌在二午方一故俗云二三年塞一リト此方百事不レ可レ犯但遊行五日用レ之無レ咎金神者巨且王之精遊二行南浮一殺二戮不善一故此方可レ厭甲巳在二午未申酉方一丙辛在二子丑寅卯方一戊癸在二子丑申酉方一庚乙在二辰巳戌亥方一壬丁在二寅卯戌亥方一但遊行五日用レ事無レ咎歳徳神者五行書曰凡陰陽用レ事為レ善遇レ徳故歳徳之方一年中万事有徳之方也是皆十干之徳也甲巳在二寅卯一間甲方一丙戊辛癸在二巳午間丙方一庚乙在二申酉間庚方一壬丁在二亥子一間壬方一詳在二暦林問答一云云コレマタ鬼門ト同ク雑伝ノ所説ニシテ蒙俗ノ懼レ避ル処ナリ化土巻末廿引二本願薬師経一言又信二世間邪魔外道妖孽之師妄説一禍福一便生二恐動一心不二自正一云云正当レリ之　三河記三十四云慶長五年九月十五日美濃青野ヶ原合戦諸将告二元師家康一云十五日西塞也可レ延ス公云西塞リ非レ可レ忌敵在レ西故塞ヲ由レ是我向テ開クル之也凡天地之理有レ始者有レ終閉者開是常理也迷時為レ城悟時空也本来無二東西一何忌之有是為二一昧方一吉日一也遂合戦ニテ大ニ勝又四十二出レ之大同小異此与下宋帝言二西家之東是東家之西也一不レ用中忌避上一般卓見也学仏之徒豈可レ不二省悟一乎

寺トイヒ道場トイフ名ノ縁由ハ且ク論ゼズ仏殿ノ通称トスルハ差別ナシ隋終南山龍池寺ヲ龍池道場トモ名ガ如シ続僧伝十四仏祖統紀三十九［十］曰隋大業九年詔改二天下寺一曰二道場一［文］但シ道場トハタヾ法座ノコトヲモ称ス所謂慈悲道場懺盛光道場水陸道場ノ類コレナリ然レバ俗家民屋ニテモ本尊ヲ安ジ念仏修行ノ場トスレバ即チ道場ナリ空也上人ノ市中即是道場ト云モコノ意ナルカ吾門ノ古昔ノ道場トセルハ多クハ民家同様ノコト、伝フコレラヨリ道場ハ寺ヨリ少シ品ヲトレルヤウニ俗間ニ思ヘルニヤ改邪鈔十九曰サレバ祖師聖人御在世ノムカシネンゴロニ一流ヲ面授口決シ奉ル御門弟達堂舎ヲ営作スル人ナカリキタヾ道場ヲハ少シ人屋ニ差別アラセテ小棟ヲアケテ造ルベキヨシマデ御諷諫アリケリ中古ヨリ以来御遺訓ニ遠カル人々ノ世トナリテ造寺土木ノ企ニ及ブ条仰ニ違スル至リ大キニ歎キ思フトコロナリ［文］又云然レドモ廃立ノ初門ニカヘリテ幾度モ為凡ヲサキトシテ道場ト名ケテコレヲカマヘ本尊ヲ安置シ奉ルニテコソアレコレハ行者集会ノタメナリ一道場ニ来集センタグヒ遠近異ナレバ来臨ノ便宜不同ナラントキ一所ヲ占テ

モ事ノ煩ヒアリヌベカランニハ数(アマタ)ー多処ニモ道場ヲ構フベシ爾ラザランニ於テハ町ノ内サカイノ間ニ面々各々ニコレヲ構テ何ノ要カアラン　誤テ事繁クナリナバソノ失アリヌベキモノ歟　反故裏書三十六紙同之吾門道場ノ本測知スベシ必シモ伽藍梵刹ノ謂ニハ非ズ婦女ヲ貯ヘ魚肉ヲ煮ルスベテ俗家ノ風儀タルコト勿論ナリ然ルニ此等ノ説ニヨレバ当今本山ヲ始メ諸寺院共ニ殿堂ヲ宏麗ニスルコト諸宗ニ甲タルモノ疑フベキニ似タレドモ古今時異ナリ当時ハ宗風繁昌シ天下帰仰ス輪奐美ヲ尽サズンバ法門ヲ光顕スルニ足ラズ何ゾ一隅ヲ守ルベケンヤ本山已爾末寺モ准ズベシ　但シ強テ銭財ヲ聚斂シテ過分ノ営興ヲナスハ慮リアルベキコトナリ上ノ祖訓ヲ熟味スベシ具如二別論一

寺号院号山号ノ三ヲ並ベ称スルコト本邦ノ諸大刹ニ多アレドモ支竺ニハコレナシト見ユ山寺ナドハ別ニ山ニ就テ山号ヲ称スルモ妨ナシ王城聚落ノ寺ニ何ゾ山号アルベキヤ本山祖山開山等ハ沿襲ノ称ニシテ一例ニ非ズ名実不相応ト云ツベシ邦俗ノ錯リナリ然レドモ山号尚可レ恕寺号院号並ベ唱ルコト甚ダ謂ナシ吾門諸巨刹　興正寺常楽寺本徳寺顕証寺等ニハ此弊ナシ案ニ寺ト院トハ宮ト殿トノ如ク総別ノ異ナリ中夏五台山ノ華厳寺ニ善住閣院澗東院華厳院等アリ　宋僧伝廿一又叡山延暦寺ニ止観院宝幢院楞厳院アリ其外禅宗五山ノ例等可レ知一寺ニ両名アルニハ非ズ　知恩院ト大谷寺トハ仏殿ト祖堂トノ称ナリ又浄華院ニ寺号山号ナク誓願寺ニ院号山号ナシ十八壇林ニハ多ク寺号院号ヲ並ベ称ス可レ謂レ陋矣摸象記中［十八左］云聖道諸教為化出家乃至故在二山林空閑処一説他宗寺院皆称二山号一応レ依二此式一云云

大谷山ヲ龍谷山ト唱フルハ享保十五年壬午九月信解院宗主ノ命クルトコロナリ考フルニ巃ノ字ヲ開テ二字トセルナラン小補韵会云説文巃ハ大長谷也従二谷龍声一或作レ嵸［文］広韵云巃嵷紅切大谷［文］大谷ヲ巃ト云ユヘニ龍谷ト分ツマデナリ　東門亦用龍谷山之称出二近来著述一或以二山下有二聾谷一而附会者妄誣之言不レ足二共弁一耳竊謂龍谷之称非レ不レ佳也仍二旧貫一則如之何　大谷ハ知恩院ノ地ニシテ即チ塔頭崇泰院ノ後庭ニ祖墳ノ旧趾イマニ存ゼリ古ヘハ祖山祖墳共ニコ、ニアリシ故ニ大谷本願寺ト称スソノ後祖山ハ処々ニ基ヲ移スト雖モ霊墳ハコ、ニアリシガ慶長八年癸卯十月今ノ鳥部山ニ移サレシヨリ大谷ノ称ツイニコノ山ニ帰セリ家康将軍以来歴世ノ御朱印ニモミナ大谷道場トアリマタ吾門ノ盛化ヲミルニタレルモノカ　因記大明一統志三有二本願寺一［十四］云真定府

本山ノ経蔵ハ延宝五年三月ヨリ経始シ六年二月廿五日慶賛東叡山板ノ経六百六十五函摺(ヲリ)本六千三百廿三巻ヲ安ズ額ハ寂宗主筆傳翁両童八天　梵王帝釈持國増長広目多聞両金剛像ハ仏師康雲造　運慶十七世孫石座ハ鞍馬山自然奇木也慶賛ノ時ハ傳翁像ヲ脇ヘ移シ画仏ヲ安ジテ音楽伽陀登壇読経　小経行道十四行偈等ノ法事具如二輪蔵慶賛記一

輪蔵ノ前ニ傳翁父子像ヲ安ズルコトハ仏祖統記三十四　二右云梁傳大士愍(テ)二世人多(シテ)レ故不レ暇レ誦レ経及不レ識レ字乃於二雙林道場一創二転輪蔵(ヲ)一以奉二経巻(ヲ)一其誓有レ曰有三三登二吾蔵門一者生々不レ失二人身一有二能信心推レ之一匝一則与二誦経一其功正等有二能施転不レ計レ数者所レ獲功能。即与レ読二誦一大蔵経一正等(ニシテ)無(シト)レ異蔵前相承列二大士像一備二

儒道釈冠服之相ヲ一者以三大士常作二此状一也列二八大神将一者八部天神也保境将軍者在日烏傷ノ宰発シテレ誓ヲ護レ蔵ヲ者也［文］傳翁伝ハ統記廿三ノ二右ニ出タリ按ズルニ大士ハ斉建武四年ニ生ジテ陳大建元年ニ寂ス然レバ輪蔵所統ノ経巻ノ数ハ上ニ所レ引随録ニ出セル五千余巻ナルベシ輪蔵ノ製今時ノ製ヨリハ小サカン蔵前ニ大士ノ像ヲ安ズルモ中華以来ノ式タリ左右ノ童子俗ニ笑仏ト称ス漢典ノ拠ヲ見及ハズ伝ニ年十六娶ニ劉氏一生二二子一普建普成トアレバ左ハ普建右ハ普成ナルベシ二子ノ伝未レ詳大士ノ冠ハ道ナリ履ハ儒ナリ袈裟ハ釈ナリ三家ヲ兼備スル貌ヲ示セリ趙宋仏印為二王荊公一作二傳翁ノ像ノ賛一曰道冠儒履釈袈裟和会三家一作二一家一忘二却兜陀天上路一双林癡坐シテ待二龍華一釈門正統及釈氏稽古略云云

伝大士別伝一巻アリ

護法録四十六鳥傷毘廬宝蔵閣碑文云天魔鬼神衆手持二刀剣具一護レ法禦二不詳ヲ一苟一撼二動スレバ之ヲ一循環シテ不二復停一［文］又五六右日本端竜山輪蔵記云崇室上覆ヒ機輪下ニ承二鉅木中一貫キ方格層列シ経匭櫛比ス絵像精厳神君鬼伯翼二衛ス後先ヲ一［文］何レモ今ノ制ニ類ト見エタリ奥州南部忠禅寺経蔵ノ像設為二希奇一印刻シテ伝布セリ

諸経論ノ次序ハ貞元釈教録二十二左云般若経建初者謂諸仏之母ナレバ也也旧録之中編レ二此ヲ無レ次今此録中大小乗経皆以二部類ヲ一編ジテ為二次第ヲ一小乗ノ諸律拠二本末一向為倫次大乗諸論以二釈レ経ヲ者ヲ一為レ先集二解レ義者一列二之ヲ於後ニ一小乗諸論拠二部ノ次第一発智為レ初六足居レ次ニ毘婆娑等支派編ズレ末ニ聖賢集伝内外両分大夏神州東西有レ異欲レ使二科条各別覧者易レ知［文］般若経ノ第一タルコト知ヌベシ閲蔵知津ニハ五時ノ次第ニ従テ華厳ヲ第一トス然レドモ小乗ヲ方等般若ノ先ニ置ベカラズト云ヲ以テ阿含ハ涅槃ノ後ニ列ネタリ今ノ輪蔵ノ次第ハ大概ハ貞元録ノ旧例ニ順ズレドモ必ズシモ悉ク同ズルニハ非ズ又今ノ輪蔵ノ経函ノ表ニ記セル千文ノ符印ト経本経目ノ符印トハ別異ニシテ経函ノ符印ハ益ナキニ似タリ建蔵ノ時ソノ考ヲナシ検捜ニ便ナルヤウニスベシ

越前福井御坊ノ蔵経ハ帙ノ裏ニ第一ヨリ二百七十五ニ至マデ数ヲ各々随二次第一記レ之帙中ノ数巻ノ毎巻ノ表紙ニマタソノ数ヲ紀ス故ニ虫干等ノ節雛僧トイヘドモ所紀ノ数目ヲ以テ合文トシテ取扱シムルニ混濫錯雑ノ失ナク最モ便宜ヲ得タリ

京七条道場金光寺経蔵安二仏像一近来福井経蔵亦安二仏像一恐非二本式一不肖在番時欲レ改二移之一別処一而弗レ果

後漢以来伝訳セル聖典ノ巻数ヲ考フルニ或ハ五千余巻ト云ヒ或ハ七千余巻ト云ヒ或ハ八千巻ト云フ古今互ニ経本ノ増減アリト雖モ大途ハ古ハ五千余巻今ハ七千余巻ナリ随衆経目録法経等撰七廿七ニハ仏経ヨリ支那著述ニ至ルマデ分テ九録トシ合二千二百五十七部五千三百一十一巻トアリ又翻経沙門及学士所撰ノ随録一初左ニハ都合二千一百九部五千五十八巻トアリ武周刊定衆経目録一二右云大小乗経律論及賢聖集伝合三千六百一十六部八千六百四十一巻其見定入蔵流行部巻不レ在二此数一又十三［初］列二見定入蔵ヲ一云合八百五十九部三千九百一十巻三百九十一帙

［文］開元釈教録十九（初右）云合大小乗経律論及聖賢集伝見入蔵者総一千七十六部合五千四十八巻四百八十帙［文］貞元釈教録十七（二十）云従二後漢一逮二至皇朝一合一十九代所レ出大小乗経律論并賢聖集伝総二千四百一十五部都合七千三百八十八巻於レ中一千二百六十一部都五千三百九十巻見行入レ蔵拠（ルニ）二其（ノ）実数一（ニ）但一千二百八十五部五千四百二十巻是見行ノ数（其集伝中有二七十七部四百五十八巻一並是此方ノ撰非二梵本翻出一）一千一百五十五部二千三十巻是闕本数（也）両件（ノ）見闕（ト）合（シテ）有二二千四百一十五部七千三百八巻一（与二前都数一欠二七部一十九巻一不レ同者云云）選択集（付属章）曰貞元入蔵録始自大般若経終至法常住経顕密大集経総六百三十七部二千八百八十三巻也（録二十九八百作二三百一）宋僧伝六（廿四）唐僧徹伝曰福寿寺尼繕二写大蔵経一毎レ蔵計五千四百六十一巻

元大蔵聖教法宝標目（十四巻右）曰自後漢永平十年戊辰至元大徳十年丙午一千二百四十一季中間伝訳一百九十四人所出経律論三蔵一千四百四十部該五千五百八十六巻至元勘同総録一（六右）所レ挙数目全同レ之（案此挙三蔵巻数耳聖賢伝記不入数也）宋濂護法録四十五（毘盧閣（カク）碑文云我聞法蔵総為二五千四十八巻一以レ別計（ヲ）レ（バ）之（ヲ）凡六百億三万一千八百八十八字（ノ）之多（也）也又六十四（宝）積三昧集序云以レ巻（ヲ）計者梁（ニハ）則五千四百（也）隋（ニハ）則六千一百九十八（也）唐開元（ニハ）則五千四十八（也）至二貞元一（ニ）則又増二一百七十五（ヲ）一宋又増二七百七十五（ヲ）一元又増二一百八十六（ヲ）一今以二千文（ヲ）一紀レ之自レ天至レ遵為レ號者五百八十六通（ジテ）為二六千二百二十九巻（ト取一要）一宋蔵目録云千四百五十三部六千三百二十三巻六百六十五函。明蔵目録一（三右）云六百七十七函六千七百七十一巻［文］騫蔵天字至塞字六百九十三字二百七十五帙般若ヲ首トシ明蔵目録為レ終周録ノ説（ハ）未レ詳ソノ余皆為二五千余巻一後来増続シテ六千余巻トス七千余巻ト云ハ加二闕本一ノ数ナリ大蔵八千巻ト云ハ七千余巻ノ大数ニ約スルナルベシ　諸経録ノ中ニ武周ノ刊定目録ハ錯誤甚ダ多シ校定ノ人数ニ道綽懐感ノ名アリ貞元録十八（廿三）評（シテ）曰当（テ）レ刊二定（スルニ）此録（ヲ）一法匠如レ林（ノ）徳一重名一高未レ能二親覧一但指二揮（シテ）末学（ヲ）一令二緝撰一成之（ヲ）一中間垂（ノ）失幾将二大半（ナラント）一此乃委不レ得レ人過在二於使一レ能也云云優婆提舎ト云ヲ無量寿経論ノ作者トスルガ如キ又浄土三経異訳ノ説混淆スル如キ等可見近来明蔵目録巻尾附二周録偽経目録（ヲ）一連環解四（廿二）会釈十往生経真偽周録素多レ誤何（ゾ）必（シモ）労（セン）二会釈（ヲ）一乎蔵中有金七十論二巻勝宗十句義論一巻並是外道ノ書ナリ故有二除レ之説一（出二貞元録十八［廿二］子註一）仏経モト汪洋□汗トシテ数量アルコトナシ当今東流ノ本ハ大海ノ一滴ト云ベシ商那和修滅後ニ七万七千本生諸経一万阿毘曇蔵八万毘尼ミナ亡失ストアリ花厳ノ三本ノ中イマ伝フルハ下本十万頌ノ経ナリ大論モ梵本ノ通リニ訳スレバ一千巻アルベシト大論ノ巻尾ニ記セリ

支那伝来ノ蔵ニ三種アリ宋本明本韓本ナリ宋本ハ洛西並岡法金剛院ニアリ韓本ハ洛東建仁寺ニアリ又芸州厳嶋ノ祠ニアリト云フ明本ハ現行可レ知並岡ノ本建仁寺ノ本ハ不肖親シク拝閲セリ共ニ摺（ヲリ）本ナリ洛東獅子谷ノ蔵ハ現本（明槩未詳）ニ建仁寺ノ本ヲ以テ対校シテソノ異ヲ書入タルモノナリ凡ソ三度ヅヽ校合スト記セリ案ズルニ韓本ヲ対校セントナラ

バ建仁寺ノ本ヲ見ンヨリハ獅谷ノ本ヲ見ルニハ如シ現本ニ書入テ殊ニ三四校合セシ故ニ見分ルニ労ナシ分明ニシテマタ精審タリ　宋韓明ノ三蔵互ニ出入アリト雖モ大途ハ同ジコトナリ

慶安元年戊子江戸東叡山ノ天海始メテ和板ノ蔵ヲ開ケリ然レドモ今ハ廃シテ行レズ本山経蔵ノ本コレソノ板本ナリ嘗テ検スルニ並岡ノ宋本ヲ摸刻セリト見ユ板ハ植字ナルニ似テ錯誤オホクシテ相似タル字ハ混濫セリ行レザルモ可ナランカ其後延宝六年戊午黄檗山ノ鉄眼マタ和板ヲ開ケリコレハ明本ヲスグニ板下トシテ刻シト見ユ全ク明本ト同ジコレヨリ蔵経請ジヤスク且所用ノ紙ツヨクシテ披繙ニ便ナリ鋟鋟ノ功マコトニ大ナリ憾ラクハソノ撰タヽニ支那ノ旧制ニ依準シテ修治ノ業ナキコトヲ何ントナレバ経論ノ中ニ其本見存シテ蔵ニ漏タルモノナリ如二般舟経一巻十二礼等一支那撰述ニ至テハ最モ鹵莽ナリトス蓋シ貞元録廿三ニ支那ノ書若干ヲ加フソノ後当時流伝ノ蔵ヲ編集スルコトハ唐季五代乱争以来経典散失ノ砌ニアリト見エテ僅ニ台家三大部ノ類ヲ甲トシテソノ余ハ枝本ノ諸雑書ヲ取テソノ数ニ充シム且支那モ禅徒ノ司ルニヤ禅家語録ノ類最モ多ク甚キハ詩文集マデヲ載タリ何等ノ無状ゾヤ然レドモ書ナケレバ恕スベシ本邦ノ如キハ古来聖経賢伝ニ富メリ所謂大乗義章六遊意光宝二記律三大部大日義釈三論疏探玄捜玄唯識述記三家疏義林章大乗玄論十地論義記浄土章疏等ノ如キ枚挙ニ遑アラズ鉄眼何ゾカノ蕪穢ヲ耘（クサギリ）去テ代ルニ此等ノ嘉穀ヲ以テセザルヤ禅者ノ教ニ暗キコト嘆惜スベシ因一テ謂（ヘラク）旧日ニ依傍シテ新ニ別目ヲ製シ務メテ取捨出入シ千文ヲ記トスルコト如レ旧請蔵ノ時新補ノ分ハ坊刻ノ本ヲ用ヒテ装褫帙函ミナ体ヲ同セバ費功少クシテ善蔵備足セン近来学鬻書籍目録成ル分部統摂マタ今所レ言ノ一助トスベシ

黄巻赤軸ノ事ハ有書引二三教優劣伝一云国臣記云漢永平十五年明帝就二白馬寺前一築レ壇焼レ経道経皆成二灰燼一仏教儼然不レ動蓮花乱湧（ス）験二視教字一不レ損二一毫一只見烟燻紙一黄木軸赤一色字転（ジ）二黄金（ト）一経巻皆作二黄巻赤軸一明帝大一悦揉抄云梵本色経書写二貝多羅樹葉一々黄（ハ）二中之茎朱（シ）学レ彼故黄巻朱軸也出二浄土名目見聞下三［廿九］一此説未（レバ）レ検二本拠（ヲ）一輒ク信用シ難シ統紀三十六九右叙二釈道角試事一云及レ焚二仏経一光明五色上徹二天表一烈火既一息経像儼然（タリ）トノミ紙黄軸赤ノ事ナシ又卅四［三右］云焼レ経放レ光而巻帙無レ損云云又案故事要言十一六左云書名二黄巻一有レ所レ自古人写レ書皆用二黄紙一用二黄蘗一染レ之以辟レ蠹故曰二黄巻一有（ハ）二誤字一以二雌黄一滅レ之与レ紙相類故可二否文章一謂二雌黄一唐狄仁傑曰黄巻中方与二聖賢一対（ス）何暇下偶二俗吏一語上耶又維摩略疏垂裕記智一九円右曰唐貞観中始用二黄紙一写二勅制一焉至二高宗上元二年詔曰詔勅施行既為二永式一比用二白紙一多有二蟲蠹一今後尚書省頒二行天下一並宜レ用二黄紙一［文］コレニ依レバ黄紙ハ蟲蠹ヲ避ノ能アリテ用レ之故ニ黄巻ト称ス内典ニ限ルニ非ズ国臣記ノ説更ニ思択スベシ今時経師屋所レ製黄紙ハ避蠹ノ能ハナシ

殿堂ノ屋瓦ノ両端ニ魚形ノ瓦ヲ安ジ又内陣張付ニ荷花ヲ画クコトハ要

覧上廿三云殿者即北方之制上安二鴟（同鵄）魚尾一者是也尾今呼為二鵄吻一訛也炙轂子云漢栢梁殿災天火也越巫献レ術取二鵄魚尾一置レ上以禳レ之今則象也若二古制一尾上更加レ鉄作二水草之形一俗呼為二攢鳥一者風俗通曰古設多刻二蓮荷菱葉之属水草一所二以厭レ火也コレニ依レルカ但日本ノ故実別ニ存ゼルニヤ蓮花ヲ画クハ華蔵界蓮華荘厳ヲ表スルノ儀モアランノミ

本山祖厨ノ左脇ノ全張付ニハ並頭ノ蓮ヲ画ケリ知者稀ナリ

本山大厨戸口ノ上安（ニズ）二大黒天（ノ）木像（ヲ）一者倣二梵土（ノ）式一乎南海寄帰伝一十八載下西方諸大寺食厨柱側或大庫門前安二大黒神像一之縁上毎以レ油拭レ之色黒故号（スト）二莫訶歌羅（ト）大黒一梵言

又築地ノ廻リ角（カド）ニ立（ル）下刻二梵字（ヲ）一石碑上コトハ一説□昔年市姫（ト）ノ道場及神祠アリシ時ノ碑ニシテ移住ノ節ノコレリト近来マデ下間屋敷台所門前西側今称二刑部卿屋敷一ノ内ニモ小祠アリ是モ昔年ノ遺ナリト云フ頼寛拝領ノ時他処ニ移セリトゾ茶所ハ接待所ト称ス泉州ニ接待講アリ法宗主御書ニモ接待講トアテラル仏祖統紀十八八右宋宗暁伝云鑿二義井（ヲ）於城南楝社一曰二法華泉一以飲二行者一亭（ヲ）其上一施以二湯茗一無レ間二道俗一結レ屋数楹創為二接待一［文］コレ今ノ茶所ナリ接待ハ接ハヒキウケルノ義待ハアシラヒナリ